

英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業追加QA

Q: クロスアポイントメントについて、申請書に実施を記載するのであれば、協定書がどのようになるか分からないと検討できないため、協定書の雛型があれば示していただきたい。

A: 添付のとおりとなります。

Q: クロスアポイントメントにて大学の助教を採用することは可能ですか。

A: 可能です。ただし、今回のプロジェクトでは、高度な専門知識又は顕著な業績を有する教授、准教授を想定しています。

Q: ポスドクの応募について、研究人材型プログラムの募集要項 P9 (応募資格) 「連携ラボ (大学等) に所属する者」として、現在、他機関で働いている卒業生がその機関を退職して応募することは可能ですか。

A: 申請書に当該ポスドクが、採用後に体制に組み込まれ、その役割が明確であり、採択後のポスドク募集時に研究代表の推薦があれば、「連携ラボ (大学等) に所属する者」とみなします。

Q: 大学の客員准教授 (外国人の准教授等) を委託研究の研究実施者として提案することは可能ですか。

A: 可能です。

Q: 大学の客員教員 (例えば、客員准教授) を機構からの委託研究の研究実施者として組み込むことは可能ですか。

A: 可能です。

Q: 客員研究員について、大学の学術研究員 (例: 3月まで大学教授だった方) を充てることは可能ですか。

A: 大学教授経験者であれば可能です。准教授も同様です。

Q: 特別研究生の機構受入前後の時期について、大学の予算 (運営費交付金等) にて RA (リサーチ・アシスタント 研究補助への従事、博士課程対象) や AA (アドミニストレイティブ・アシスタント 実験補助への従事 博士課程、修士課程、学部生対象) として雇用することは可能ですか。

A: 募集要項の 17 (56 頁) の記載の通り、特別研究生期間外での雇用は可能です。本事業により、博士課程 (後期) 学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、給与水準

を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

Q: 学部3年生、4年生を学生実習生として機構が受け入れることは可能ですか。

A: 可能です。

Q: 取得資産の管理について、受託業務完了後に使用する場合、原則、有償譲渡とありますが、無償となる可能性はないのでしょうか？

A: 原則は有償譲渡ですが、「文部科学省所管に属する無償貸付及び譲与に関する省令第3条」に該当する機関（国立大学法人、独立行政法人、公益法人等）については、協議のうえ無償貸付等について検討します。